

霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について

霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月15日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例（平成22年霧島市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成27年度」を「平成28年度」に改める。

第2条第1項第1号及び第2号中「100分の50」を「100分の75」に改める。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

社会経済情勢が依然として低迷し、本市においても大きな改善の兆しが見られないことを勘案し、子育て世帯の負担軽減割合の見直し、及び債務返済のため財産を譲渡した世帯に対する国民健康保険税の特別減免措置を1年間延長するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。